

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）
の一部改正に伴う対応について（報告）

令和2年2月6日
教職員企画課

1 趣 旨

- ・教員の長時間労働は極めて深刻となっており、持続可能な学校教育の中で教育成果を維持、向上させるため、教員の働き方を見直し、子どもたちに対し効果的な教育活動を行えるよう、昨年末に給特法が一部改正
- ・改正給特法に基づき文部科学大臣の定める「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」が令和2年1月17日付けで示され、各教育委員会における取組の実効性を高めるため、文部科学省から法の施行に合わせて各都道府県に今年度中の条例整備を要請
- ・府立学校・市町(組合)立学校ともに府全体で働き方改革を進めていくためには、教育委員会が定める勤務時間の上限方針を条例に根拠づけることが必要
(府費負担の市町(組合)立学校教職員の勤務条件は、府条例で定める旨規定(地方教育行政法))

2 改正(案)

条 例	職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第28号）
改正内容	義務教育諸学校等の教育職員の勤務時間の管理は、給特法第7条第1項に規定する指針を踏まえ、京都府教育委員会（府費負担の市町村立学校教育職員にあっては市町村教育委員会）の定めるところにより行われるものとする。 (本則に一条を追加)

3 施行期日

令和2年4月1日（2月定例府議会に上程。改正給特法の施行日と同日）

4 今後の予定

国の指針に基づく上限時間を府教育委員会規則で規定するとともに、「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（令和元年7月11日策定）を今年度中に改訂

5 その他

改正給特法のうち教育職員の「一年単位の変形労働時間制」の適用については、今後、文部科学省令等が改正される予定であり、それも踏まえ別途検討

SECRET

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の 一部を改正する法律の概要

趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施行期日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

<基本とする時間>

- 在校している時間

<加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

- ①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内
(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで)

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - －在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - －終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針【概要】

令和元年 7月11日 京都府教育委員会策定

1 趣 旨

府立学校における教職員の働き方改革の実現に向け、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日 文部科学省策定）4.(1)①に基づき、府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針を定める。

2 方針の対象者

府立学校に勤務する教育職員（給特法第2条に定める教育職員をいう。）

3 勤務時間の上限の目安時間

※ 文部科学省ガイドラインと同じ

【原則】 上限の目安時間

超過勤務 ① 1か月 45時間以内、② 1年間 360時間以内

【特例】 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

超過勤務 ① 1か月 100時間未満、② 1年間 720時間以内

※ 複数月平均80時間以内、月45時間超は年間6か月以内

※ 文部科学省ガイドラインによる「在校等時間」を本方針の「勤務時間」とする。

※ 「臨時的な特別の事情」とは、学校事故等が生じて対応を要する場合、指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている等場合などを指す。

(例) 学校事故等やいじめ・学級崩壊等の場合、非常災害の場合など

4 取組方針

「教職員の働き方改革実行計画」（平成30年3月6日 京都府教育委員会策定）に基づき、同計画に掲げた取組を着実に実行するとともに、次に掲げる取組を実行する。

更なる業務改善の取組

- (1) 重点業務削減対策の検討・実施
教育委員会実施事務・業務を含め、可能なものから対策を実行
府立学校「働き方改革」実行プロジェクトチームの設置
- (2) 先進校の取組の全校実施
夜間の電話対応の見直し等
- (3) 校務分掌の業務量の平準化に向けた取組の強化
- (4) 教職員の意識改革
- (5) 教職員の働き方改革に向けた情報発信

5 段階的目標の設定

(1) I期 (元～2年度)

段階的目標	【原則】 1か月 80時間以内 100%、1か月 45時間以内 60%
働き方のルール(取組)	◆統一取組 ※「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組の徹底 ①午後8時までの退勤を徹底 (定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの実施) ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 (月2回の土日休養日の設定を奨励、複数指導体制の活用) ③週休日の振替等の徹底
	【目安】 [平日] 月50時間以内 (=2.5時間×20日) [土日] 月30時間以内 (=5時間×6日)

(2) II期 (3～4年度)

段階的目標	【原則】 1か月 60時間以内 100%、1か月 45時間以内 80%
働き方のルール(取組)	◆統一取組 ①午後7時30分までに退勤 (定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの徹底) ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 (月2回以上の土日休養日設定を標準化、複数指導体制の徹底) ③週休日の振替等の更なる徹底
	【目安】 [平日] 月40時間以内 (=2時間×20日) [土日] 月20時間以内 (=4時間×5日)

(3) III期 (5年度)

段階的目標	【原則】 1か月 45時間以内 100%
働き方のルール(取組)	◆統一取組の更なる徹底 ①午後7時までに退勤、②・③はII期と同じ

6 留意事項

- (1) 段階的目標及び働き方のルールの進捗状況等を踏まえて必要に応じてローリング
- (2) 実行計画の評価指標1(時間外勤務の縮減)は、方針5の段階的目標に読み替え
- (3) 在校等時間が一定時間を超えた者に対し、医師による面接指導を実施
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことの目的化の防止等

